

子育て文教委員会

平成 29 年 7 月 19 日

1 報告事項

(1) 旧和泉橋出張所跡地を活用した保育所整備について 【資料】

(2) お茶の水小学校・幼稚園施設整備について 【資料】

(3) 平成 29 年度 就学援助の拡充（追加）について 【資料】

(4) 学校給食における標準献立の導入について 【資料】

2 その他

旧和泉橋出張所跡地を活用した保育所整備について

千代田区は、出生数の増加や子育て世帯の転入等の要因により、0～5歳の就学前人口が急増している。

そのため、次世代育成支援計画において、保育所の待機児童ゼロをめざし、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間に、保育定数を約 500 人増やすことを目標に取り組んでいるところである。

保育所設置運営事業者の参画意欲を高め、認可保育所の整備を促進するため、旧和泉橋出張所跡地を活用した保育所整備を行う保育所設置運営事業者の公募を行う。

1 活用する区有財産

- (1) 名 称 旧和泉橋出張所跡地
- (2) 所 在 地 千代田区神田岩本町 15 番 6、7
- (3) 敷地面積 205.71 m²
- (4) 定 員 0～5 歳児 30～60 名
- (5) 建 物 鉄骨造 地上 3 階まで

2 設置手法

公募プロポーザル方式により保育所設置運営事業者を選定する。

3 主な公募条件

平成 29 年 4 月 1 日現在、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の都県で児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める認可保育所又は認定こども園（保育所型）を直営で 3 年以上運営している法人

4 貸付期間及び貸付料

貸付：事業用定期借地権に基づく賃貸借契約

原則として建物を解体し更地で返還。

ただし、区から申し出をした場合、建物を解体せず、区に無償譲渡する。

貸付期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 41 年 3 月 31 日（11 年）

保育所開設期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 41 年 3 月 31 日

貸付料：月額 62,200 円（9/10 減免）

保証金：7,464,000 円

5 開設前補助

施設整備費：補助率 10/10

6 今後のスケジュール（予定）

公募期間	平成 29 年 7 月 21 日（金）～9 月 8 日（金）
審査期間	平成 29 年 9 月下旬～10 月下旬
保育事業者選定	平成 29 年 10 月末
旧和泉橋出張所解体（区）	平成 29 年 7 月 15 日（土）～12 月 22 日（金）
整地及び建築工事（事業者）	平成 30 年 6 月～平成 31 年 1 月
保育所開設	平成 31 年 4 月

区立お茶の水小学校・幼稚園 施設整備計画方針(案)【修正版】

1 整備にあたっての基本的視点

現区立お茶の水小学校は、校舎棟が昭和48年に竣工、体育館棟が昭和40年竣工であり、非常に老朽化が進んでいる状況である。また、幼稚園舎は平成5年、園児数の増加のため、錦華公園内に仮園舎を設置し対応したが、以来、現在に至っている状況である。

施設整備に当たっては、習熟度別学習や少人数教育、ICT教育など今日的な学習内容に対応できることや学区の今後の子どもの人口の推移を考慮しゆとりを持たせることなど、これからの学校施設として求められる教育環境を整える必要がある。併せて、学校施設には地域コミュニティの核となり、地域の防災拠点としての重要な役割がある。

こうした課題解決に向けて、学校関係者や地域の区民等から理解を得られる整備計画にする必要がある。

2 計画敷地の概要

項目	内容
所在地	千代田区猿楽町一丁目1番1号
敷地面積	4849.52㎡
用途地域	商業地域
防火指定	防火地域
前面道路	北側：なし 北東側：区道 幅員6m 南東側：なし 南西側：区道 幅員15m 西側：12m
建蔽率	80%
容積率	500%・600%（南西部前面道路い）
日影規制	なし
高度地区	なし
その他	第一種、第二種文教地区 第4種中高層階住居専用地域 南西側前面道路中心より30mの範囲

●位置図



計画地

3 お茶の水小学校・幼稚園の概要（「学校要覧」より）

(1) 学校・地域の特色

大学をはじめ、各種の学校が多く存在することにより、古くから書店・印刷製本業出版社が集中している。また、飲食業・スポーツ用品店も数多く見られる。

近年建物の高層化が進み、街の景観変わり始めている。地下鉄・JRの駅が近く、交通の至便性が高く昼間は学生やビジネスマン等の行き来で活気にあふれている。地域は学校に対する愛着が強く、学校の教育活動に協力的である。

(2) 児童・園児数(平成 29 年 5 月 1 日現在)

小学校 : 246 人 / 10 学級

幼稚園 : 48 人 / 3 学級

※学校内学童クラブ 在籍者数:36 人

(3) 学校の教育目標

- ◎ よく考える子 (課題意識をもち、考え、伝え合い学び合う子)
- 思いやりのある子(規律を重んじ、かかわりを大切にする、相手を思いやる子)
- 健康な子 (心身の健康大切さを知り、体力を養い、健康的な生活習慣を身に付け維持する子)

4 施設整備の基本的な考え方

(1) 多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくり

- ① 一斉指導による学習以外に、チームティーチング、習熟度別学習、少人数指導による学習等の活動を効果的に行うことができる施設整備を行う。
- ② 普通教室は、オープン教室を基本に十分な広さを確保し、必要に応じて開閉可能な仕様にするなど、多様な学習内容、学習形態を想定して整備する。
- ③ 高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育て、児童自らの意思で主体的に学ぶことを支えるため、情報ネットワークの整備やICT機器の導入など質の高い教育環境を提供できる施設整備を行う。
- ④ 児童の主体的・対話的で深い学びを支援できるよう、学習・生活のために必要となる空間、学習環境を確保できる適切な室構成、空間配分及び位置に配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 教育上特別の支援を要する児童に配慮し、適切な指導及び支援を行うことができる施設整備を行う。
- ⑥ 小学校、幼稚園、学童クラブの各機能の独立性と連携の両面が確保できる環境とし、地域の教育力、児童・園児の交流等が相乗効果を発揮できるよう施設整備を行う。
- ⑦ 食育の重要性に配慮し、給食環境の充実を図るような施設整備を行う。

(2) 健康的で安全な学校づくり

- ① 児童・園児の学習のための場であるとともに、生活の場として、ゆとりと潤いのある施設整備を行う。
- ② 児童・園児の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風等に配慮した施設整備を行う。
- ③ 敷地内や建物内及び外部からの見通しに配慮するとともに、防犯及び安全性を重視した施設整備を行う。
- ④ 放課後児童クラブにおける育成支援に資するため、安全面に配慮した、ふさわしい環境を整える。
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進し、環境負荷を低減するとともに、環境教育の教材としての活用が可能な施設整備を行う。

(3) 地域に開かれた学校づくり

- ① 地域のコミュニティの核、生涯学習等の基盤として、学校施設を地域住民等が有効に活用することができる施設整備を行う。
- ② 地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、地域の特性に応じた特色ある施設整備を行う。
- ③ 錦華小学校、小川小学校、西神田小学校のこれまでの歴史も含め、お茶の水小学校の伝統、校風を継承するような施設整備を行う。また、校庭の樹木も学校の歴史の一部として極力保存する。
- ④ 学校の地域開放等を行う場合は、児童の学習に支障のないようにし、動線、運営管理の方法等に十分配慮した施設整備を行う。
- ⑤ 近隣へのプライバシー、騒音等に配慮するとともに、地域の景観形成に貢献する施設整備を行う。
- ⑥ 障害者、高齢者等の要配慮者も利用することを踏まえ、バリアフリー化に配慮した施設整備を行う。

5 想定する施設内容

(1) 基本的考え方

新たな教育需要にも対応可能なゆとりある教育環境を整備する。

- ① 小学校は、オープン教室型(64㎡以上)12学級を基本に、各学年に1教室ずつ少人数・多目的教室を設ける。(学級数が増加した場合、普通教室としても転用可能)
- ② 幼稚園は、3年保育105名定員(4学級)を基本に、6学級編成まで対応可能とする。
- ③ 学童クラブは、3支援単位(定員120名)まで対応可能とする。

(2) 諸室の基本的な構成(単位:㎡)

		計画		現校舎		備考
		室数	所要面積	室数	保有面積	
幼稚園	保育室	6	672	3	379	
	遊戯室	1		1		
	預かり保育室	1		2		
	職員室	1		1		
小学校	普通教室	12	768	12	730	
	少人数・多目的教室	6	384	-	-	
	特別教室 (理科室、図工室、音楽室、家庭科室、図書室(メディアセンター)、ランチルーム、コンピュータ室、和室)	8	1024	7	891	現校舎: 和室なし
	管理諸室 (校長室、職員室、保健室、事務室、主事室、会議室、記念室、防災備蓄倉庫、給食調理室・配膳室)	9	960	8	677	現校舎: 給食配膳室なし
	屋内運動場 (アリーナ部分)	1	755	1	270	
	プール(水面面積)	1	250	1	265	
	地域開放用諸室	1	179	-	-	
学童	学童クラブ室	3	230	1	113	
	事務室	1	64	-	-	
校庭		50m直線走路 100mトラック		40m直線走路 80mトラック		
共用部分を含む延床面積		約 10,000		6,104		

注: 共用部分は建物の階数等により大きく変動するため、シミュレーションによる最大値を記載した。

6 その他配慮すべき事項

(1) 錦華公園との関係性

学校に隣接した錦華公園との関係を考慮した施設を整備する。

(2) エコスクール化の考え方

建物の性能を向上させ、エネルギー負荷を上げることなく子どもたちの学習環境を改善するとともに、子どもたちへの環境教育だけでなく、地域住民などが省エネルギーで快適な暮らし方について学ぶ、環境教育の場とする。

- ・地球の環境に配慮しつつ、誰もが安全に快適に過ごせる施設を目指す
- ・地球温暖化対策として二酸化炭素(CO2)削減に取り組む
- ・身近な緑を増やし、うるおいのある施設を目指す
- ・限られた資源を大切にし、省エネルギー型の施設を目指す

(3) 長寿命で耐久性の高い施設整備の考え方

建物の長寿命化を図り、仕上げ材や設備機器を更新性・耐久性に優れた施設とするとともに、将来起こりうる学級編成の増減といった、ときどきの改修要請にも柔軟に対応可能な施設とする。

- ・フレキシブルな対応ができる空間づくり
- ・メンテナンス性・更新性・設備機器を長寿命化

(4) 耐震の考え方

学校施設としてはもとより、地域の避難所としての役割も考慮し、最適な耐震性能を確保する。

7 改築工事中の仮校舎等について

新校舎建設中の仮校舎については、現在九段小学校・幼稚園が仮校舎として使用している旧九段中学校が想定される。九段小学校・幼稚園仮校舎としての運用が終了した後、平成31年度から利用可能である。

仮校舎では、送迎バスの運行など、児童・園児の安全確保に配慮する。

【仮校舎運営に当たって想定される課題】

- ・登下校時の見守り体制(特に、通学路にある複数の幹線道路を横断する際の見守り)
- ・送迎バスの運行

※九段小・幼の場合、幼稚園児及び小学校1・2年の希望者対象。登録制。

- ・学校内学童クラブ以外の学童クラブを利用している児童への配慮

平成29年度 就学援助の拡充(追加)について

千代田区内に住み、義務教育である小学校、中学校への就学に際し、経済的理由により援助が必要な方へ、給食費や学用品などの学校教育にかかる費用の一部を助成しています。

国の要保護児童生徒援助費補助金の見直しに合わせ、平成29年4月の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の助成額を拡充することとしました。

1 拡充内容等

(1) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

新たに小学校、中学校に入学する児童が通常必要とする新入学に当たったの学用品・通学用品(ランドセル、カバン、制服、制帽等)に対する助成額の単価を、拡充します。

① 小学校 1 年生

24,370 円→**40,600 円(16,230 円増)**

② 中学校 1 年生

27,960 円→**47,400 円(19,440 円増)**

(2) 準要保護該当の基準の見直し

準要保護該当基準について、生活保護基準の適用年度を直近のものとし 1.2 倍から 1.3 倍に見直します。

(3) 修学旅行への助成拡充

修学旅行の助成額 9 万円を限度としていましたが、旅行先が海外の場合は、旅行費用の半額まで助成を拡充します。(実費の半額または 9 万円のどちらか高いほうが助成限度額)

(例)旅行先が海外の場合の実費額が 250,000 円の場合は、半額の 125,000 円を補助

(4) 中学校入学準備金の助成の拡充

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」の支給時期を中学入学後から入学前にするため、中学校入学準備金を整備します。

※ 平成 29 年度は、新中学校 1 年生の児童の保護者に対し、従前のおり入学後に助成します。平成 30 年度に中学校に入学する現在小学校 6 年生の児童の保護者に対して、6 年生在校中の平成 30 年 3 月に助成します。

※ (2),(3),(4)の項目は 4 月に報告済みの内容となります。

2 周知等

平成 29 年度 7 月の受給認定通知にて該当者に通知予定。

学校給食における標準献立の導入

1 標準献立導入について

千代田区共育推進計画目標 19 に基づき、学校給食に標準献立を導入します。

(1) 標準献立とは

各学校の栄養士が独自に作成する献立ではなく、教育委員会として複数の栄養士が協力し合って作成する、すべての学校で使用できる献立です。

(2) 目的

- ① アレルギー及び衛生事故防止
- ② 給食の質の向上と食育の一層の推進
- ③ 栄養教諭、常勤・非常勤学校栄養職員の連携強化と負担軽減

(3) 導入の目標

平成 30 年 4 月から区立学校全校で導入します。

2 準備委員会の設置

平成 30 年度からの円滑な導入に向けて、栄養教諭・常勤栄養職員をメンバーとする準備委員会を 7 月に設置し、学校給食方針や献立計画の決定など準備を進めていきます。